

民生協議会協議事項

〔 日時 令和元年8月21日(水)
午前10時
場所 第3委員会室 〕

○ 所管事項の報告について

- 1 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について
 - (1) 八戸市福祉センター条例
 - (2) 八戸市総合福祉会館条例
 - (3) 八戸市市民保養所条例
 - (4) 八戸市勤労身体障害者体育施設条例
 - (5) 八戸市休日夜間急病診療所条例
 - (6) 八戸市斎場条例
 - (7) 八戸市霊園条例
 - (8) 八戸市津波防災センター条例
 - (9) 八戸市島守コミュニティーセンター条例
 - (10) 八戸市国民健康保険直営診療所条例
 - (11) 八戸市立市民病院条例
- 2 八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 3 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について
- 4 幼児教育・保育の無償化について
- 5 八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

- 6 （仮称）八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結について
- 7 （仮称）八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事請負の一部変更契約の締結について
- 8 （仮称）八戸市総合保健センター建設事業弱電設備工事請負の一

部変更契約の締結について

- 9 (仮称) 八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の締結について
- 10 (仮称) 八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事請負の一部変更契約の締結について
- 11 (仮称) 八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 12 (仮称) 八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 13 (仮称) 八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 14 (仮称) 八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について
- 15 物件破損事故に係る損害賠償額の専決処分について
- 16 八戸市印鑑条例の一部改正(案)の概要について
- 17 八戸市手数料条例の一部改正(案)の概要について
- 18 令和元年度八戸市総合防災訓練の実施について
- 19 平成30年度八戸市立市民病院事業会計決算の概要について
- 20 八戸市立市民病院新改革プランの達成状況について
- 21 八戸市職員定数条例等の一部改正等(案)に伴う八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(案)の概要について
- 22 八戸市職員の給与に関する条例等の一部改正(案)に伴う八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正(案)の概要について
- 23 連帯保証人代行制度の導入について
- 24 その他

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 八戸市福祉センター条例
- (2) 八戸市総合福祉会館条例
- (3) 八戸市市民保養所条例

2 改正の概要

別紙のとおり

3 施行期日

令和元年10月1日

(1) 八戸市福祉センター条例

福祉公民館 使用料

【改正後】

区分	基本区分			複合区分			暖房料 (1時間 当たり)
	午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後4時 30分まで	午後5時 30分から 午後10時 まで	午前9時 から 午後4時 30分まで	午後1時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後10時 まで	
	円	円	円	円	円	円	円
大会議室	2,990	2,990	3,220	6,000	6,260	9,250	550
手話教室	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
結婚式場	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
研修室(1)	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
研修室(2)	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
図書資料室	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
点字録音室	740	740	860	1,490	1,600	2,360	160
会議室	740	740	860	1,490	1,600	2,360	160
いこい室	1,490	1,490	1,600	2,990	3,110	4,610	160
料理講習室	2,250	2,250	2,480	4,500	4,740	7,000	160

【現行】

区分	基本区分			複合区分			暖房料 (1時間 当たり)
	午前9時 から 正午まで	午後1時 から 午後4時 30分まで	午後5時 30分から 午後10時 まで	午前9時 から 午後4時 30分まで	午後1時 から 午後10時 まで	午前9時 から 午後10時 まで	
	円	円	円	円	円	円	円
大会議室	2,940	2,940	3,170	5,900	6,150	9,090	540
手話教室	1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
結婚式場	1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
研修室(1)	1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
研修室(2)	1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
図書資料室	1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
点字録音室	730	730	850	1,470	1,580	2,320	160
会議室	730	730	850	1,470	1,580	2,320	160
いこい室	1,470	1,470	1,580	2,940	3,060	4,530	160
料理講習室	2,210	2,210	2,440	4,420	4,660	6,880	160

(2) 八戸市総合福祉会館条例

総合福祉会館 使用料

区分	改正後			現行		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時30分まで	午後5時30分から午後9時まで
	円	円	円	円	円	円
第1会議室	1,660	1,930	1,930	1,630	1,900	1,900
第2会議室	1,660	1,930	1,930	1,630	1,900	1,900
大会議室	4,000	4,660	4,660	3,930	4,580	4,580
多目的ホール	10,970	12,800	12,800	10,770	12,570	12,570
第1教室	5,150	5,990	5,990	5,060	5,890	5,890
第2教室	5,150	5,990	5,990	5,060	5,890	5,890
研修室	4,000	4,660	4,660	3,930	4,580	4,580
料理実習室	1,800	2,070	2,070	1,770	2,040	2,040
事務室	1年につき使用面積に1㎡当たり 5,320円を乗じて得た額			1年につき使用面積に1㎡当たり 5,230円を乗じて得た額		
自動販売機	1台につき1月当たり 3,300円			1台につき1月当たり 3,240円		

(3) 八戸市市民保養所条例

洗心荘 利用料金の上限額

【宿泊料（素泊）】

区分	改正後（1人当たり）			現行（1人当たり）		
	1泊（午後4時～翌日午前10時）			1泊（午後4時～翌日午前10時）		
	1人で宿泊する場合	2人で宿泊する場合	3人以上で宿泊する場合	1人で宿泊する場合	2人で宿泊する場合	3人以上で宿泊する場合
	円	円	円	円	円	円
和室	4,210	3,610	3,230	4,140	3,550	3,180
洋室	4,210	3,610	3,230	4,140	3,550	3,180
和洋室	4,820	4,210	3,610	4,740	4,140	3,550

【研修室等利用料金】

区分	改正後（４時間まで）	現行（４時間まで）
	円	円
研修室	1,200	1,180
和室（17畳）	1,200	1,180

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市勤労身体障害者体育施設条例

2 改正の概要

八戸福祉体育館

別表（第9条関係）

				使用時間区分		午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
				9時から12時まで	12時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	12時から21時まで	9時から21時まで		
		使用内容区分									
改正後	競技場	貸切りで使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円
				入場料の類を徴収する場合	1,600	2,610	3,380	4,230	5,630	7,250	
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	
				入場料の類を徴収する場合	4,860	7,880	10,130	12,640	16,760	21,780	
現行	競技場	貸切りで使用する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	円
				入場料の類を徴収する場合	1,580	2,570	3,320	4,160	5,530	7,120	
			アマチュアスポーツ以外に使用する場合	入場料の類を徴収しない場合	円	円	円	円	円	円	
				入場料の類を徴収する場合	8,740	13,770	17,770	22,540	29,040	37,680	
				24,410	39,440	50,730	63,890	84,540	108,990		
				8,590	13,520	17,450	22,130	28,520	37,000		
				23,970	38,730	49,810	62,730	83,010	107,010		

3 施行期日

令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市休日夜間急病診療所条例

2 改正の概要

診断書交付の手数料

区分	改正後	現行
(1) 詳細な診断書（1通につき）	5,500円	5,400円
(2) その他の診断書（1通につき）	2,750円	2,700円

3 施行期日

令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 八戸市斎場条例
- (2) 八戸市霊園条例

2 改正の概要

(1) 八戸市斎場条例

区分	単位		改正後	現行	
待合室（式場）	1室	2時間まで	市内居住者	1,100円	1,080円
			市外居住者	2,200円	2,160円
		2時間を超え 1時間までごとに	市内居住者	540円	530円
			市外居住者	1,100円	1,080円
祭壇	1回	市内居住者	1,640円	1,610円	
		市外居住者	3,300円	3,240円	
霊安室	1棺	24時間まで	市内居住者	1,100円	1,080円
			市外居住者	2,200円	2,160円
		24時間を超え 24時間までごとに	市内居住者	540円	530円
			市外居住者	1,100円	1,080円

(2) 八戸市霊園条例

区分		単位		改正後	現行	
埋葬場所	4㎡	芝生	八戸市東霊園・西霊園	管理料	3,310円	3,250円
		その他	八戸市東霊園・西霊園	管理料	2,650円	2,610円
			八戸市南郷中央霊園	管理料	2,610円	2,570円
	6㎡	八戸市東霊園・西霊園	管理料	4,680円	4,600円	
		八戸市南郷中央霊園	管理料	2,610円	2,570円	
		八戸市東霊園・西霊園	管理料	7,890円	7,750円	

3 施行期日

令和元年10月1日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年 10 月 1 日から消費税等の率が 8 % から 10% に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年 9 月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市津波防災センター条例

2 改正の概要

八戸市津波防災センター 使用料

区分	改正後（4 時間当たり）	現行（4 時間当たり）
研修室 A	2,130 円	2,100 円
研修室 B	1,220 円	1,200 円
調理室	1,320 円	1,300 円

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年10月1日から消費税等の率が8%から10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年9月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

- (1) 八戸市島守コミュニティセンター条例
- (2) 八戸市国民健康保険直営診療所条例

2 改正の概要

別紙のとおり

3 施行期日

令和元年10月1日

別 紙

(1) 八戸市島守コミュニティセンター条例

1 大ホールを使用する場合
貸切使用の場合

区 分			改正後		現 行	
			(昼1時間につき)	(夜1時間につき)	(昼1時間につき)	(夜1時間につき)
トレーニング又はアマチュアスポーツに使用する場合	入場料を徴収しない場合	学生	260円	370円	260円	370円
		一般	420円	<u>640円</u>	420円	<u>630円</u>
	入場料を徴収する場合	学生	470円	<u>750円</u>	470円	<u>740円</u>
		一般	<u>800円</u>	<u>1,290円</u>	<u>790円</u>	<u>1,270円</u>
催物に使用する場合	入場料を徴収しない場合		<u>1,290円</u>	<u>1,930円</u>	<u>1,270円</u>	<u>1,900円</u>
	入場料を徴収する場合		<u>2,140円</u>	<u>3,220円</u>	<u>2,110円</u>	<u>3,170円</u>
興行又はこれに類するものに使用する場合			<u>4,300円</u>	<u>6,460円</u>	<u>4,230円</u>	<u>6,350円</u>

2 大ホール以外の部屋を使用する場合

区 分	改正後		現 行	
	(使用料1時間につき)	(暖房費加算1時間につき)	(使用料1時間につき)	(暖房費加算1時間につき)
大広間	470円	<u>750円</u>	470円	<u>740円</u>

3 冠婚葬祭に使用する場合

区 分	改正後		現 行	
	(使用料1日につき)	(暖房費加算1日につき)	(使用料1日につき)	(暖房費加算1日につき)
大ホールを使用しない場合	<u>5,930円</u>	<u>5,930円</u>	<u>5,830円</u>	<u>5,830円</u>
大ホールを使用する場合	<u>21,570円</u>	<u>21,570円</u>	<u>21,180円</u>	<u>21,180円</u>

(2) 八戸市国民健康保険直営診療所条例

区 分	改正後	現 行
診療料中その他の診療に係る診療料及び文書料	別表中備考 「 <u>100分の110</u> を乗じて得た額」	別表中備考 「 <u>100分の108</u> を乗じて得た額」

消費税法等の一部改正に伴う関係条例の改正の概要について

消費税法及び地方税法が一部改正され、令和元年 10 月 1 日から消費税等の率が 8 %から 10%に引き上げられることに伴い、条例に規定する使用料等について、消費税等相当額の引上げを行うため、所要の改正を行うもの。

なお、関係条例の一部改正に係る議案は、財政部が取りまとめ、令和元年 9 月議会へ提出する予定である。

1 改正する条例

八戸市立市民病院条例

2 改正の概要

区分	改正後	現行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療料中その他の診療に係る診療料（助産に係る診療の場合を除く） ・ 非紹介患者初診料（助産に係る初診の場合を除く） ・ 再診加算料（助産に係る再診の場合を除く） ・ 特別長期入院料（助産に係る入院及びその療養に伴う世話その他の看護の場合を除く） ・ 入院室料（助産に係る入院の場合を除く） ・ 文書料 	<p>別表中備考第 1 項 「100 分の 110 を乗じて得た額」</p>	<p>別表中備考第 1 項 「100 分の 108 を乗じて得た額」</p>

3 施行期日

令和元年 10 月 1 日

八戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）及び同施行令（以下「令」という。）等の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲拡大並びに支払猶予及び償還免除時の収入状況の報告等について規定の整備をするためのもの。

2 主な改正内容

改正後	改正前
災害援護資金の貸付けに係る償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金の取扱い → 法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定による。	災害援護資金の貸付けに係る償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予の取扱い → 法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定による。

※その他、附則について条項ずれ解消等のための規定の整理を行う。

【参考】法及び令の一部改正について

改正後	改正前
○法 第13条 償還金の支払猶予【新】 第14条第1項 償還免除【対象拡大】 第16条 報告等【新】 ○令 第8条 一時償還 第9条 違約金 （削る） （削る） 第12条 償還金の支払猶予（政令で定めるやむを得ない理由）	○法 第13条第1項 償還免除 ○令 第8条 一時償還 第9条 違約金 第10条 償還金の支払猶予 第11条 法第13条第1項ただし書に規定する政令で定める場合

概要

- ・ **償還金の支払猶予（法第 13 条関係）**

市町村は、災害等やむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができることとした（令で規定されていたが、法で規定することで明確化を図った）。

- ・ **償還免除（法第 14 条第 1 項）**

市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができることとした。

- ・ **報告等（法第 16 条）**

市町村は、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還未済額の全部若しくは一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸付けを受けた者若しくはその保証人の収入又は資産の状況について報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができることとした。

3 施行期日

公布の日

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する 基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

子ども・子育て支援法に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（内閣府令）」が令和元年 5 月 31 日に一部改正されたことに伴い、本市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の概要

特定地域型保育事業者（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の総称であり、児童福祉法に規定する家庭的保育事業等と同義。）の連携施設の確保について、以下のとおり運営基準要件を緩和する。

なお、6 月市議会定例会において、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）」の一部改正に伴い、「八戸市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」を改正し、連携施設の確保に係る認可基準要件を同様に緩和したところである。

項目	改正前	改正後
代替保育の提供	代替保育の提供元を保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）に限定。	連携施設の確保が困難な場合、一定の要件のもと次の事業者からの確保も認める。 ・小規模保育事業 A 型、B 型 ・事業所内保育事業
卒園後の受け皿の設定	卒園後の受け皿の設定を連携施設に限定。	○ 連携施設の確保が困難な場合、入所定員が 20 人以上である次の事業所等からの確保も認める。 ・企業主導型保育事業 ・地方公共団体の補助を受けている認可外保育施設 ○ 保育所型事業所内保育事業所については、恒常的に満 3 歳以上の児童を受け入れているなど、市長が認める場合、卒園後の受け皿については確保を求めない。
連携施設に係る経過措置	連携施設の確保が困難な場合、制度施行から 5 年間は、連携施設の確保をしないことができる。	経過措置を 5 年から 10 年に延長する。

3 施行期日

公布の日

幼児教育・保育の無償化について

1. 制度の概要・目的

急速な少子化の進行並びに幼児教育・保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、国は、子ども・子育て支援法等を改正し、子育てのための施設等利用給付制度を創設した。

消費税率引き上げにより得られる増収分を財源に、これまで段階的に実施してきた幼児教育・保育無償化を全面実施するものである。

2. 実施時期

令和元年10月1日

3. 制度の主な内容

- (1) 対象児童 3～5歳の児童、0～2歳の住民税非課税世帯の児童
- (2) 対象サービスと無償化の内容

対象サービス	無償化の内容	給付方法
幼稚園、保育所、認定こども園等	利用料無償	現物給付（施設型給付）
新制度未移行幼稚園	月額上限 2.57万円	原則として現物給付 （施設等利用給付）
幼稚園預かり保育	保育の必要性の認定を受けた場合 月額上限 1.13万円	
認可外保育施設等 （一時預かり事業・病児保育事業・ ファミリーサポートセンター）	保育の必要性の認定を受けた場合の 月額上限 3～5歳：3.7万円 0～2歳：4.2万円	償還払い

※ 保育料以外に実費徴収される通園送迎費、食材料費、行事費等は無償化対象外

4. 財源

- (1) 負担割合 国 1/2、県 1/4、市 1/4
ただし、令和元年度に要する経費は全額国費負担
- (2) 事務費 初年度と2年目を全額国費負担

5. 制度周知等の状況

- ・関係団体からのヒアリング（計2回開催）
- ・事業者説明会（平成30年度：計2回開催 令和元年度：事業種類別に計6回開催）
- ・各施設を通じ、在園児保護者へ制度案内
- ・広報はちのへ9月号（8月20日発行）、ホームページへお知らせ記事を掲載
- ・就学前児童で、各教育・保育施設を利用していない児童のいる世帯へ制度周知発送（8月下旬）

6. 導入に係るスケジュール（予定）

- 8月末： 特定子ども・子育て支援施設等の確認・公示
- 8月下旬～9月初旬：保護者からの認定申請受付（未移行幼稚園、認可外保育施設等利用者）
- 9月中旬：幼稚園・認定こども園・保育所の無償化対象者へ通知発送
- 9月下旬：認定通知発送（未移行幼稚園、認可外保育施設等利用者）

八戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正理由

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件に指定都市の長が行う研修の修了者を加えるためのもの。

2. 改正内容

これまで、放課後児童支援員は、保育士の資格を有する者など、省令第10条第3項各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬとされていた。今般、放課後児童支援員認定研修の実施に係る事務・権限について、都道府県知事に加え、指定都市の長も研修を実施できることとなったことから、放課後児童支援員の資格要件に指定都市の長が行う研修の修了者を加える。

3. 施行期日

公布の日

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結について

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事請負の一部変更契約の締結について

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業弱電設備工事請負の一部変更契約の締結について

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の締結について

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事請負の一部変更契約の締結について

1. 建築工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業建築工事

(2) 契約者

寺下・高橋・東邦・大館特定建設工事共同企業体

(3) 変更内容

変更前 契約締結の翌日から平成32年2月28日まで (802日間)

変更後 // 令和2年4月30日まで (864日間)

増 減 62日の増

(4) 主な変更理由

子育て世代包括支援センター機能追加に伴う変更設計や建築資材の納入に不測の日数を要したため、工事請負者からの工期延長の協議申請を受け協議をした結果、工事期間を変更する。

2. 強電設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事

(2) 契約者

溝口・河原木・久保田特定建設工事共同企業体

(3) 変更内容

変更前 契約締結の翌日から平成32年2月28日まで (802日間)

変更後 // 令和2年4月30日まで (864日間)

増 減 62日の増

(4) 主な変更理由

子育て世代包括支援センター機能追加に伴う変更設計や建築資材の納入に不測の日数を要したため、工事請負者からの工期延長の協議申請を受け協議をした結果、工事期間を変更する。

3. 弱電設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業弱電設備工事

(2) 契約者

日成・山匠特定建設工事共同企業体

(3) 変更内容

①期間

変更前 契約締結の翌日から平成32年2月28日まで (802日間)

変更後 // 令和2年4月30日まで (864日間)

増 減 62日の増

②契約額

変更前 182,520,000円

変更後 210,589,800円

増 減 28,069,800円 (15.38%) の増額

(4) 主な変更理由

①期間

子育て世代包括支援センター機能追加に伴う変更設計や建築資材の納入に不測の日数を要したため、工事請負者からの工期延長の協議申請を受け協議をした結果、工事期間を変更する。

②契約額

- ・子育て世代包括支援センター機能追加に伴う増工。
- ・雨水貯留槽設置に伴う水中排水ポンプの警報線の追加による増工。
- ・電話工事等の追加による増工。
- ・音響整備等の変更による増工。
- ・工事期間の延長に伴う諸経費の増額。

4. 空気調和設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事

(2) 契約者

サカモト・北奥・テクノ特定建設工事共同企業体

(3) 変更内容

変更前 契約締結の翌日から平成32年2月28日まで (802日間)

変更後 // 令和2年4月30日まで (864日間)

増 減 62日の増

(4) 主な変更理由

子育て世代包括支援センター機能追加に伴う変更設計や建築資材の納入に不測の日数を要したため、工事請負者からの工期延長の協議申請を受け協議をした結果、工事期間を変更する。

5. 給排水設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事

(2) 契約者

三久・浪岡・青葉特定建設工事共同企業体

(3) 変更内容

変更前 契約締結の翌日から平成32年2月28日まで (802日間)

変更後 // 令和2年4月30日まで (864日間)

増 減 62日の増

(4) 主な変更理由

子育て世代包括支援センター機能追加に伴う変更設計や建築資材の納入に不測の日数を要したため、工事請負者からの工期延長の協議申請を受け協議をした結果、工事期間を変更する。

**(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の
締結をすることの専決処分について**

**(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事請負の一部変更契約の
締結をすることの専決処分について**

**(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事請負の一部変更契約の
締結をすることの専決処分について**

**(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事請負の一部変更契約の
締結をすることの専決処分について**

1. 建築工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業建築工事

(2) 契約者

寺下・高橋・東邦・大館特定建設工事共同企業体

(3) 専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分したものである。

(4) 主な変更理由

- ① 子育て世代包括支援センター機能追加に伴う増工・減工
- ② 跳ね出しスラフの一部の施工方法の見直しによる増工。
- ③ ルーフドレンの材質の変更による増工。
- ④ 機材搬入及び更新用マシンハッチの新設による増工。
- ⑤ 工事期間の延長に伴う諸経費の増額。

(5) 契約額

変更前 3,139,096,680円

変更後 3,229,413,280円

増減 90,316,600円 (2.88%) の増額

(6) 処分年月日

令和元年8月8日

2. 強電設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業強電設備工事

(2) 契約者

溝口・河原木・久保田特定建設工事共同企業体

(3) 専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分したものの。

(4) 主な変更理由

- ① 子育て世代包括支援センター機能追加に伴う増工。
- ② 雨水貯留槽設置に伴う水中排水ポンプ電源の追加による増工。
- ③ 受変電設備等の盤類の仕様変更による増工・減工。
- ④ 構内配電線路設備等の施工範囲変更による減工。
- ⑤ 工事期間の延長に伴う諸経費の増額。

(5) 契約額

変更前	675,000,000円
変更後	704,478,900円
増減	29,478,900円 (4.37%) の増額

(6) 処分年月日

令和元年8月8日

3. 空気調和設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業空気調和設備工事

(2) 契約者

サカモト・北奥・テクノ特定建設工事共同企業体

(3) 専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分したものの。

(4) 主な変更理由

- ① 子育て世代包括支援センター機能追加に伴う増工。
- ② 雨水貯留槽設置に伴う水中排水ポンプ自動制御設備の追加による増工。
- ③ 工事期間の延長に伴う諸経費の増額。

(5) 契約額

変更前	602,640,000円
変更後	608,883,600円
増減	6,243,600円 (1.04%) の増額

(6) 処分年月日

令和元年8月8日

4. 給排水設備工事

(1) 工事名

(仮称) 八戸市総合保健センター建設事業給排水設備工事

(2) 契約者

三久・浪岡・青葉特定建設工事共同企業体

(3) 専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第1項に基づき、専決処分したものの。

(4) 主な変更理由

- ① 子育て世代包括支援センター機能追加に伴う増工。
- ② 雨水貯留槽設置に伴う水中排水ポンプの追加による増工。
- ③ 工事期間の延長に伴う諸経費の増額。

(5) 契約額

変更前 288,900,000円

変更後 303,170,300円

増減 14,270,300円 (4.94%) の増額

(6) 処分年月日

令和元年8月8日

物件破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

1. 発生日時 平成31年4月22日（月）午前10時50分頃
2. 発生場所 八戸市吹上4丁目の家庭訪問先
3. 事故概要 職員が家庭訪問指導のため訪問先に到着し、自宅前駐車場スペースに後進して公用車を駐車させようとした際、雨樋とテラス屋根支柱に公用車後部が接触し破損させたもの。
4. 損害賠償額 115,236円
(公益社団法人全国市有物件災害共済会より同額給付)
5. 専決処分の日 令和元年8月6日
6. 示談成立の日 令和元年8月8日

八戸市印鑑条例の一部改正(案)の概要について

1. 改正の理由

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、令和元年 11 月 5 日から、氏に変更があった者は、住民票に旧氏の記載を求めることができるとなり、併せて旧氏の印鑑の登録が可能となることから、所要の改正を行うものである。

2. 改正の主な内容

- ・住民票に記載されている旧氏の印鑑を登録できる旨の規定を追加。
- ・当該旧氏を印鑑登録原票に登録、及び印鑑登録証明書に記載する旨の規定を追加。

3. 施行期日

令和元年 11 月 5 日

八戸市手数料条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

住民基本台帳法の一部改正に伴い、新たに、除票の写しの交付手数料、戸籍の附票の除票の写しの交付手数料、除票の記載事項証明手数料及び戸籍の附票の除票の記載事項証明手数料の額を定めるためのものである。

2 改正の内容

八戸市手数料条例別表第 1 総務関係手数料の 4 住民基本台帳法関係事務に次の手数料に係る規定を追加する。

① 除票の写しの交付手数料又は

戸籍の附票の除票の写しの交付手数料 : 1 通につき 300 円

② 除票の記載事項証明手数料 : 1 通につき 300 円

③ 戸籍の附票の除票の記載事項証明手数料 : 1 通につき 300 円

3 施行期日

公布の日

令和元年度八戸市総合防災訓練の実施について

1 目的

八戸市地域防災計画に基づき、国、県及びその他の防災関係機関並びに地域住民参加のもと、地震、洪水及び土砂災害発生時の応急対策並びに避難行動を、迅速かつ円滑に実施できるように訓練するとともに、防災対策の強化、地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的とする。

2 実施日時

令和元年9月1日（日）08：00～13：00

3 実施場所

南郷地区

（島守小学校、新井田川水辺の楽校、南郷公民館、南郷カッコーの森エコーランド）

4 主催

八戸市、八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、八戸圏域水道企業団

5 参加人員

約1,200名（予定）

- (1) 南郷西地区自主防災協議会、島守地区自治会連合会
- (2) 南郷小学校、島守小学校、中沢中学校、島守中学校
- (3) 防災関係機関・団体（陸海空自衛隊、県防災航空隊、災害協定締結団体等）

6 訓練項目

- (1) 災害発生時初期対応訓練
災害対策本部員会議、ほっとスルメールによる情報伝達訓練等
- (2) 地震・洪水・土砂災害避難対応訓練
地域住民による島守小学校・南郷公民館への避難訓練等
- (3) 洪水対応訓練
新井田川水辺の楽校での救助・救出訓練等
- (4) 地域自主防災訓練
南郷公民館での避難所運営訓練等
- (5) 展示・体験訓練
南郷カッコーの森エコーランドでの災害協定締結団体・自衛隊等による展示 等

平成30年度八戸市立市民病院事業会計決算の概要について

- 患者数の状況について、入院患者数は延べ19万2,609人で前年度に比べ1,434人の増、外来患者数は延べ24万4,065人で前年度に比べ1,233人の増と、入院・外来ともに患者数は増加し、一般病床の病床利用率は90.1%と高い利用率を維持しています。
- 収入の状況について、事業収益の決算額は199億1,193万円で、VRE（バンコマイシン耐性腸球菌）対策により平均在院日数が延び、診療単価の低下が懸念されましたが、手術件数の増加などで前年度の診療単価を上回ることとなり、前年度に比べ7億7,725万の増、率にして4.1%の増となりました。
- 支出の状況について、事業費の決算額は182億7,371万円で、医師・看護師手当等の給与費及び手術等に使用する診療材料などの材料費が増加したことにより、前年度に比べ4億355万の増、率にして2.3%の増となりました。
- この結果、収支差引は16億3,822万円の黒字を確保し、30年度末現在の累積欠損金は、16億4,349万円になりました。

(単位：百万円、%)

	平成30年度 決算見込額(A)	平成29年度 決算額(B)	対前年度比較	
			増減額(A)-(B)	増減率
事業収益	19,912	19,135	777	4.1
①医業収益	17,672	17,014	658	3.9
うち入院収益	12,528	12,030	498	4.1
うち外来収益	4,107	3,964	143	3.6
②医業外収益	1,826	1,790	36	2.0
③特別利益	414	331	83	25.1
事業費	18,274	17,870	404	2.3
④医業費用	17,263	16,750	513	3.1
うち給与費	8,626	8,323	303	3.6
うち材料費	4,765	4,577	188	4.1
うち経費	2,714	2,642	72	2.7
⑤医業外費用	970	984	△14	△1.4
⑥特別損失	41	136	△95	△69.9
医業損益(①-④)	409	264	145	54.9
経常損益(①+②-④-⑤)	1,265	1,070	195	18.2
純損益(事業収益-事業費)	1,638	1,265	373	29.5
累積欠損金	1,643	3,282	△1,638	△49.9

八戸市立市民病院新改革プランの達成状況について

- 市民病院では、総務省の「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、平成29年3月に【八戸市立市民病院新改革プラン】を策定し、健全な経営状況の維持に努めています。
- プランの対象期間は平成28年度から令和2年（平成32年）度までの5年間です。
- 平成30年度における「経営の効率化に係る数値目標」の達成状況は下表のとおりです。
- 患者数や病床利用率など、わずかに目標に届かなかった項目もありますが、全体としては概ね達成している状況であり、今後も目標の達成に努めてまいります。

経営の効率化に係る数値目標	H30年度実績値	目標値	達成状況の評価
1 経常収支比率 (%)	106.9	103.0 以上	○
2 医業収支比率 (%)	102.4	100.0 以上	○
3 累積欠損金 (百万円)	1,643	3,323 以下	○
4 給与費 対医業収益比率 (%)	48.8	50.0 以下	○
5 材料費 対医業収益比率 (%)	27.0	26.0 以下	△
6 経費 対医業収益比率 (%)	15.4	17.0 以下	○
7 1日平均入院患者数 (人/日)	528	551 以上	△
8 1日平均外来患者数 (人/日)	1,000	1,026 以上	△
9 入院診療単価 (円)	65,041	59,100 以上	○
10 外来診療単価 (円)	16,828	13,800 以上	○
11 一般病床利用率 (%)	90.1	93.0 以上	△
12 一般病床平均在院日数 (日)	13.8	13.6 以下	△

※ 達成状況の評価基準について

- 目標を達成したもの (目標値の100%以上)
- △ 未達成だが目標に近い実績のもの (目標値の90%～99%)
- × 未達成で目標を大幅に下回っているもの (目標値の90%未満)

八戸市職員定数条例等の一部改正等（案）に伴う八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）の概要について

【八戸市職員定数条例等の一部改正等（案）の概要】

1 改正の理由

地方公務員法及び地方自治法の一部改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、会計年度任用職員の勤務条件、給与等について規定する等、関係条例について所要の改正をするためのものである。

2 法改正の概要

会計年度任用職員制度が創設され、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化が行われ、要件に該当しない特別職非常勤職員及び臨時的任用職員は、改正法が施行される令和2年4月1日から会計年度任用職員へ移行することとなる。

また、会計年度任用職員の勤務時間、休暇、給与等については条例において適切に規定する必要がある。

（1）臨時・非常勤職員の適正な任用等の確保（地方公務員法の一部改正）

① 特別職の範囲及び臨時的任用の厳格化

- ・「特別職の範囲」を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化。
- ・「臨時的任用」は、「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化。

② 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

- ・一般職の非常勤である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、その採用方法や任期等を明確化。
- ・「会計年度任用の職」を「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」と、当該「会計年度任用の職」を占める職員を会計年度任用職員と定義し、パートタイムのものと、フルタイムのもの2つに類型。

（2）会計年度任用職員に対する給付を規定（地方自治法の一部改正）

会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備。

3 改正する条例

- （1）八戸市職員定数条例
- （2）八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
- （3）八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例
- （4）八戸市職員の育児休業等に関する条例
- （5）八戸市職員の勤務条件に関する条例
- （6）八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

- (7) 八戸市職員の給与に関する条例
- (8) 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例
- (9) 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (10) 八戸市職員退職手当支給条例
- (11) 八戸市非常勤特別職の職員の公務災害補償等条例
- (12) 八戸市職員等の旅費支給条例
- (13) 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- (14) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (16) 八戸市外国語指導員等の報酬及び費用弁償に関する条例（※廃止）
- (17) 附則において改正する条例
 - ・ 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
 - ・ 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - ・ 八戸市消防団条例

4 改正の主な内容

(15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正

- ① 企業職員で臨時的に任用されたものの給与について、給与の種類は、企業職員で常時勤務を要するものの例によることとし、給与の額、支給方法等については、企業職員で常時勤務を要するものとの権衡を考慮し、予算の範囲内で管理者が定めることを規定する（八戸市職員の給与に関する条例と同様）。
- ② 企業職員で会計年度任用職員であるものの給与の種類を定め、給与の額、支給方法等については、予算の範囲内で管理者が定める旨の規定を新設する。

なお、企業職員については、地方公営企業法の規定により、常勤、非常勤に関わらず、給料及び手当が支給されることとなるため、会計年度任用職員についても同様となる。

区分 (八戸市立市民病院)	パートタイムの会計年度任用職員	フルタイムの会計年度任用職員
給与の種類	給料、地域手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、 宿日直手当及び期末手当	給料、地域手当、通勤手当、 特殊勤務手当、時間外勤務手当、 休日勤務手当、夜間勤務手当、 宿日直手当、期末手当及び 退職手当
給与の額及び 支給方法等	給与の額、支給方法等については、企業職員で常時勤務を要するものとの権衡、その職務の特殊性等を考慮し、予算の範囲内で管理者が定める。	

5 施行期日

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）に伴う八戸市立市民病院
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（案）の概要について

【八戸市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）の概要】

1 改正の理由

地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人又は被保佐人に係る職員の欠格事項に関する規定の整備をするためのものである。

2 法改正の概要

地方公務員法第16条で定める欠格条項から、成年被後見人又は被保佐人を削除するとともに、第16条を引用する第28条の条項を修正するものである。

[地方公務員法の改正内容]

法改正後	法改正前
<p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(略)</p> <p>4 職員は、第十六条各号（第二号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う。</p>	<p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>四 (略)</p> <p>五 (略)</p> <p>第二十八条 職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。</p> <p>(略)</p> <p>4 職員は、第十六条各号（第三号を除く。）の一に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。</p>

3 改正の内容

成年被後見人又は被保佐人に該当することが要件となる関係規定を削除するものである。

4 改正をする条例

- (1) 八戸市職員の給与に関する条例
- (2) 八戸市職員退職手当支給条例
- (3) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- (4) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例

5 施行期日

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

連帯保証人代行制度の導入について

令和2年4月1日施行予定の改正民法では、連帯保証人制度が変更され、新たに書面による保証極度額（連帯保証人が責任を負う限度額）の明記が規定されており、契約書等の書面に明記されていなければ、保証契約そのものが無効になるとされている。

市民病院では、従来から医療費の未払い防止対策として、患者さんの入院にあたり、入院申込書に連帯保証人の記載をお願いしてきたところであるが、法改正により、この入院申込書においても、今後、連帯保証人の保証極度額を記載していただくことになる。

保証極度額の記載は、連帯保証人の責任範囲が明確化されるメリット面がある一方で、具体的金額の明示による連帯保証人の心理的負担の増大というデメリット面もあり、保証人の選任のために患者さんが苦慮されている現状から、今後、連帯保証人の引き受け手の減少による入院手続きの遅延やトラブル等の増加が予想される。

また、年間2,000万円以上の入院費の未収金が発生しており、職員が日々支払相談や支払催告等の回収業務に追われている中、効率的な対策を講じる必要がある。

このようなことから、患者さんの入院手続きにおける負担軽減と事務の効率化を図るため、法律の施行に先立ち、民間業者による連帯保証人代行制度を導入するものである。

1 連帯保証人代行制度について

患者さんの同意に基づき、医療費支払いに関する連帯保証人を当院が契約する連帯保証人代行会社とするものであり、患者さんの費用負担は無い。入院費が請求書発行日から3ヶ月以内に患者さんから病院に支払われなかった場合に、保証極度額内で当該代行会社が患者さんに代わり、病院に立替え払いを行ない、それ以降は患者さんと代行会社間の債権債務となる。

○保証内容

- (1) 保証極度額 … 1入院につき30万円
- (2) 保証期間 … 期間の長短によらず入院日より退院日まで
- (3) 保証範囲 … ① 入院費用における診療報酬の自己負担分(公的保険対象外の場合全額保証)
② 入院費用実費負担分(差額ベッド代・病衣等保険外負担分)

2 制度導入日

令和元年10月1日(火)

3 予算額

13,410千円 ※9月補正予算計上

<参考>

○過年度未収実績による制度導入による効果試算

- ・10月1日～令和2年3月31日までの保証契約予定額 13,410千円
- 同 年換算額 26,820千円

(単位：千円)

年度	①年間 保証料	3ヶ月経過時		③立替払 見込額	回収率 (%) (③÷②)	立替払後の 未收件数	④病院実質 負担経費 (①－③)
		未収 件数	②未収額				
H28	26,820	376	20,656	19,572	94.75	6	7,248
H29	26,820	389	29,576	20,265	68.52	10	6,555
H30	26,820	417	33,589	24,074	71.67	8	2,746

※ H29、H30 は自動車損害賠償保険及び健康保険が不適用の事案があったことにより、未収額が特に大きくなった。